

参考4-2-1 水源地域対策特別措置法（水特法）の概要

(1) 法律の仕組み

水特法は、昭和48年10月に成立し、49年4月から施行されているが、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的(水特法第1条)としている。

その適用対象は国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構が建設するダム(相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するもの)並びに湖沼水位調節施設(湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及び、かつ、2以上の都府県が著しい利益を受けるもの)であり、政令で指定することとなっている(水特法第2条)。なお、水特法の適用対象となるダムの水没規模は、水没住宅数が20戸、または水没農地面積が20ha以上(北海道については60ha以上)である。

また、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる(水特法第3条)としており、この水源地域の公示があったときは、都道府県知事は、遅滞なく水源地域整備計画の案を策定し、これをダム等の所管行政機関の長を通じて国土交通大臣に提出しなければならない。これを受けた国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議して水源地域整備計画を決定し、公示することとなっている(水特法第4条)。

水源地域整備計画には、水特法第5条及びその施行令に定められた各種事業のうちからダム等の建設による影響を緩和するために必要な事業が定められ、国庫補助事業の採択要件に合致する事業については、その優先的な採択等により水源地域の計画的かつ集中的な整備が図られる(水特法第5、6、7条)。

また、水没住宅数や水没農地面積が特に多い指定ダム(水没住宅数が150戸以上または水没農地面積が150ha以上であるもの。また、水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、かつ、当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるダムについては、それぞれ、その1/2以上であるもの。)及び湖沼水位調節施設に係る整備事業については、その一部の事業の国庫補助率を嵩上げする措置が講じられている(水特法第9条)。

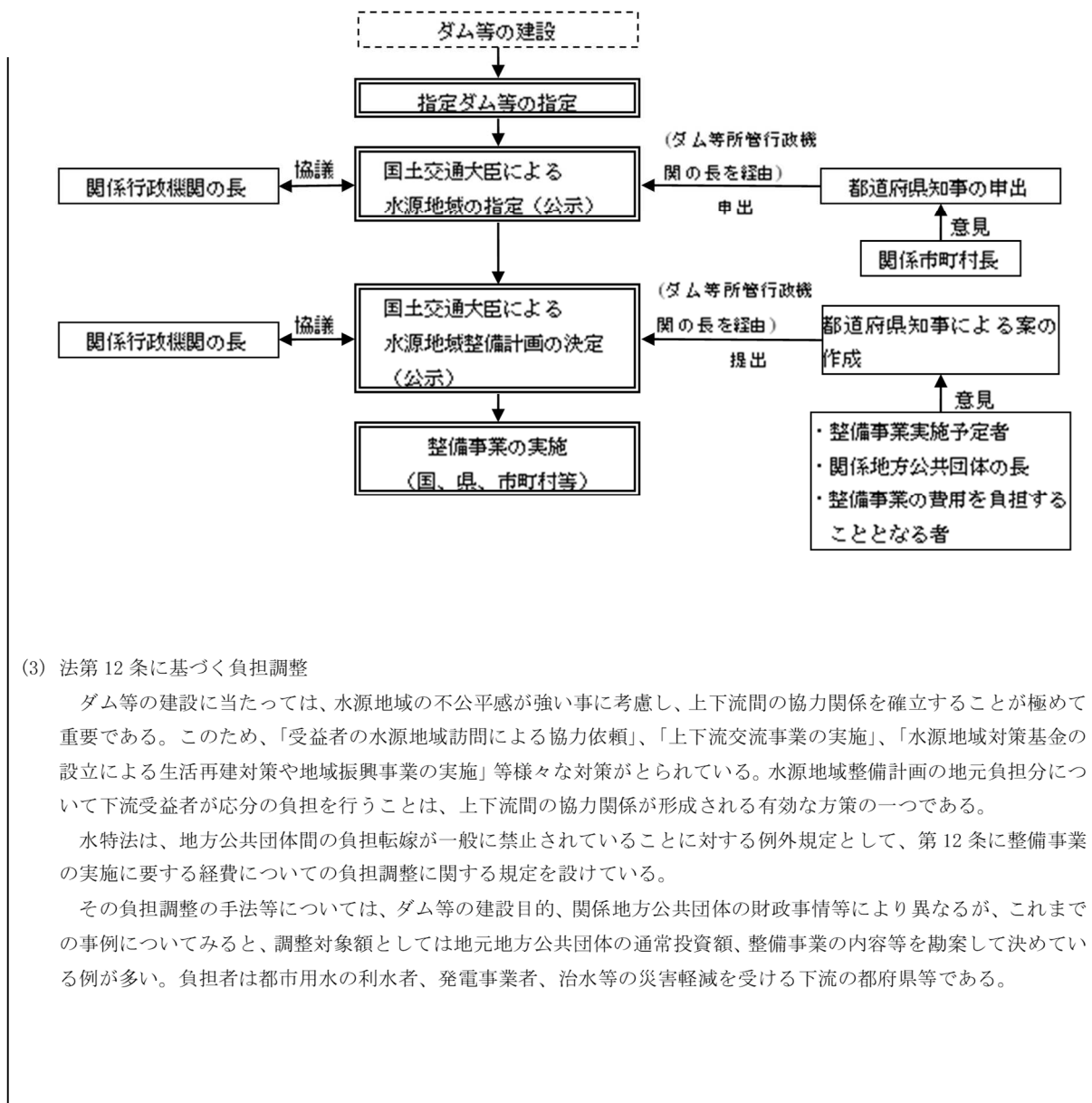
これらの整備事業の実施に要する経費のうち、地元地方公共団体の負担分については、受益者と協議して、その経費の一部を受益者に負担させることができることになっている。この負担調整は、一義的には当事者間の協議に委ねられているが、必要があれば申出に基づいて国があっせんを行うことができる(水特法第12条)。

また、水源地域の活性化を図るために、市町村が水源地域の活性化に資する事業(製造業又は旅館業)を行う者に対し、その事業に係る償却資産や家屋、または土地に対する固定資産税に係る不均一課税を行った場合、3箇年間その減収額の一部について地方交付税により補填される(水特法第13条)。

(2) 整備計画決定までの手順(法第2、3、4条関係)

整備事業の実施に至るプロセスは、ダム指定、水源地域の指定、水源地域整備計画の決定という3つの段階に分けられる。ダム指定の時期としては、当該ダムの建設が確実になっていることを原則とし、地元地方公共団体等の意向を十分確認した上で判断することとしている。

水源地域指定と水源地域整備計画決定の時期としては、補償交渉の進捗等を勘案しつつ、できるだけ早期に決定することとしている。また、整備事業については、原則としてダム等の建設が完了するまでに完成するよう配慮しているが、ダム工事の仮設施設跡地等を活用して事業を行う場合等、特別な事情がある場合には弾力的に運用することとしている。



参考4-2-2 水特法第9条に基づく国の負担又は補助の特例

① ダム

事業の区分	昭和59年度迄の指定ダム		昭和60年度の指定ダム		昭和61年度～平成4年度の指定ダム		平成5年度以降の指定ダム	
	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率
土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業(水特法施行令第4条第1項に規定する事業)	45/100 ～ 65/100 *4	+5/100	45/100 ～ 60/100 *4	+5/100	45/100 ～ 55/100 *4	+5/100	45/100 ～ 50/100 *4	+5/100
森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業(水特法施行令第4条第2項に規定するものを除く。)	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 *1 (6/10)
河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項に規定する一級河川の改良工事(水特法施行令第4条第3項に規定するものを除く。)	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 *2 (4.5/10)
河川法第5条第1項に規定する二級河川の改良工事(水特法施行令第4条第4項に規定するものを除く。)	1/2	2/3	1/2	6/10	1/2	5.5/10	1/2	5.5/10
砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 *3 (6/10)
道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道の新設又は改築(水特法施行令第4条第5項に規定するものを除く。)	2/3	3/4	6/10	2/3 (雪寒道路3/4)	5.5/10	6/10 (雪寒道路2/3)	1/2	5.5/10 (雪寒道路2/3,地域高規格6/10)
水道法(昭和32年法律第177号)第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	1/4～ 4/10 *5	4/10	1/4～ 4/10 *5	4/10	1/4～ 4/10 *5	4/10	1/4～ 4/10 *5	4/10
義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を通正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その価これに準ずる方済による取得を含む。)	1/2	2/3	1/2	6/10	1/2	5.5/10	1/2	5.5/10
医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所の新設又は改築	0	1/2	0	1/2	0	1/2	0	1/2

- (注) *1 森林法施行令第6条第2項に規定する事業
 *2 小規模河川改修事業で従来の1種に相当するもの(通常補助率 4/10)
 *3 火山砂防に関する事業 (*1・2・3とも水特法施行令第6条参照のこと)
 *4 事業区分、条件等により補助率に幅がある。
 *5 事業区分、条件、財政力指数等により補助率に幅がある。
 ・「通常の補助率」は、特例の補助率の()以外に対するもののみ記載

② 湖沼水位調節施設

事業の区分	昭和59年度迄		昭和60年度		昭和61年度～平成4年度		平成5年度以降	
	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	40/100 ～ 50/100 *3	+5/100	40/100 ～ 50/100 *3	+5/100 *1	40/100 ～ 50/100 *3	+5/100 *1	40/100 ～ 50/100 *3	+5/100 *1
河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 *2 (4.5/10)

- (注) *1 1/2 以内(水特法附則第4項、水特法施行令第6条参照のこと)
 *2 小規模河川改修事業で従来の1種に相当するもの(通常補助率 4/10) (水特法施行令第6条参照のこと)
 *3 事業区分、条件等により補助率に幅がある。
 ・「通常の補助率」は、特例の補助率の()以外に対するもののみ記載

参考4-2-3 水源地域の活性化のための税制等の措置
(水源地域対策特別措置法第13条関係)

水源地域は、元来過疎化・高齢化の進展した中山間地域であることに加えて、近年では、ダム建設に伴う水没を契機として下流市町村へ流出する家屋が増加するなど、水源地域の過疎化に拍車が掛かるケースがよく見受けられる。

このため、水源地域市町村では、雇用の場の確保による定住施策の推進や社会基盤の整備による地域の活性化の推進が重要な課題となっている。

このような背景を受け、水源地域における水没事業者（製造業又は旅館業）の再建を支援するとともに外部からの企業誘致を促進し、もって水源地域の活性化に資するために「固定資産税の不均一課税に伴う措置」（水特法第13条）が設けられている。

○固定資産税の不均一課税に伴う措置（平成7年度創設）

水源地域内に立地する製造業又は旅館業が新增設した家屋及び償却資産並びにその敷地である土地に対し、市町村が固定資産税の不均一課税を行った場合、その減収額の一部について3箇年間地方交付税により補填されるものである。

（1）対象市町村

水源地域に係る市町村であって、水源地域の公示の日の属する年度前3年度内の各年度に係る基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの1/3の数値が0.72に満たない市町村。

（2）対象業種

製造業及び旅館業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業）

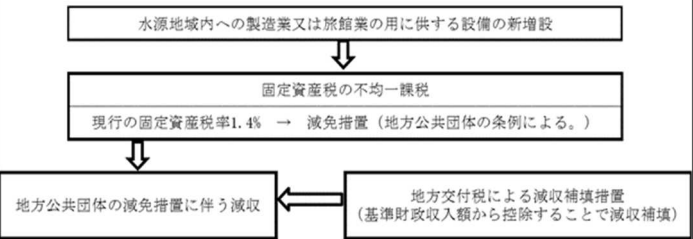
（3）適用期間

平成4年4月1日から平成27年3月31日の間に行われた水源地域の公示の日（その日が平成7年4月1日前である場合には同日。）から、令和3年3月31日までの期間内（当該期間内に指定ダム等の供用開始日が到来する場合には、公示日から当該供用開始日までの期間内。）。

（4）対象となる設備の要件

製造業にあつては、一の生産設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超えるもの。
旅館業にあつては、建物及びその附属設備の取得価額の合計が2,700万円を超えるもの。

＜固定資産税の不均一課税に伴う補填の流れ＞



減収補填額＝基準財政収入額の控除額
＝不均一課税の対象となる課税標準額×（0.014－不均一課税の適用税率）×75%

（注） 上記式中、不均一課税の適用税率は、初年度、2年度、3年度とも0.007（固定資産税の2分の1税率）未満の税率の場合は0.007が適用される。

【例】長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

（1）不均一課税適用税率

年度	通常税率		減免措置後適用税率	減収補填の有無
初年度	1.4%	→	0.7%	長野原町への 減収補填あり
2年度	1.4%	→	0.7%	
3年度	1.4%	→	0.7%	
4年度	1.4%	→	0.7%	補填なし
5年度	1.4%	→	0.7%	

参考4-2-4 水源地域対策特別措置法に基づく指定ダム等の概要

番号	ダム等の 名称	水系河川名	事業主体	ダム等 の所在 道府県	水没地区 所在市町村	水没総 面積 (ha)	水没戸数 (戸)	水没農地 面積 (ha)	ダム等の 指定年月日	水源地域 指定年月日	整備計画 決定年月日	自然公園 区域
* 1	当別	石狩川水系当別川	北海道	北海道	当別町	760	54	350	H9. 3. 19	H16. 5. 18	H16. 6. 14	—
* 2	夕張 夕張シューパロ	石狩川水系夕張川	国土交通省 農林水産省	北海道	夕張市	1, 510	289	119	H9. 3. 19	—	—	区域内
* 3	滝里	石狩川水系空知川	国土交通省	北海道	芦別市、 富良野市、 中富良野町	755	136	292	S62. 3. 20	S62. 11. 24	S63. 1. 19	区域内
4	忠別	石狩川水系忠別川	国土交通省	北海道	美瑛町、 東神楽町、 東川町	426	26	104	S61. 3. 18	H元. 2. 7	H元. 3. 17	—
5	愛別	石狩川水系愛別川	北海道	北海道	愛別町	100	15	63	S55. 4. 11	S56. 3. 6	S56. 3. 27	—
6	美利河	後志利別川水系 後志利別川	国土交通省	北海道	今金町	185	64	40	S55. 4. 11	S56. 3. 6	S56. 3. 27	—
7	二風谷	沙流川水系沙流川	国土交通省	北海道	平取町	571	9	119	S60. 3. 19	S60. 10. 31	S61. 1. 29	—
8	平取	沙流川水系額平川	国土交通省	北海道	平取町	463	17	114	S60. 3. 19	S60. 10. 31	S61. 1. 29	—
* 9	津軽	岩木川水系岩木川	国土交通省	青森県	西目屋村	368	177	57	H5. 12. 27	H11. 2. 22	H11. 3. 24	区域内
* 10	浅瀬石川	岩木川水系浅瀬石川	国土交通省	青森県	黒石市、 平川市	222	201	59	S49. 7. 20	S50. 2. 17	S50. 3. 10	区域内
1 1	大志田	馬淵川水系平櫓川	農林水産省	岩手県	一戸町	120	14	46	H7. 3. 17	H11. 2. 22	H11. 3. 24	—
1 2	世増	新井田川水系新井田川	農林水産省	青森県	八戸市 (青森県)、 軽米町 (岩手県)	202	71	59	S52. 3. 23	H3. 2. 8	H3. 3. 20	—
* 1 3	長沼	北上川水系迫川	宮城県	宮城県	登米市、 栗原市	220	95	165	S56. 6. 2	S60. 3. 1	S60. 3. 27	—
1 4	胆沢	北上川水系胆沢川	国土交通省	岩手県	奥州市	367	42	14	H2. 3. 26	H5. 2. 19	H5. 3. 26 H13. 3. 28 一部変更	区域内
1 5	築川	北上川水系築川	岩手県	岩手県	盛岡市	130	25	10	H5. 12. 27	H10. 3. 6	H10. 3. 31	—
* 1 6	御所	北上川水系雫石川	国土交通省	岩手県	盛岡市、 雫石町	640	440	390	S49. 7. 20	S50. 2. 17	S50. 3. 10	—
1 7	南川	鳴瀬川水系吉田川	宮城県	宮城県	大和町	90	28	40	S54. 4. 17	S56. 3. 6	S56. 3. 27	区域内
* 1 8	七ヶ宿	阿武隈川水系白石川	国土交通省	宮城県	七ヶ宿町	410	159	120	S53. 3. 28	S54. 10. 25	S54. 12. 3	区域内
* 1 9	槽上川	阿武隈川水系槽上川	国土交通省	福島県	福島市	456	178	68	S61. 3. 18	H2. 11. 5	H2. 12. 18	—
* 2 0	三春	阿武隈川水系大滝根川	国土交通省	福島県	三春町	300	118	155	S55. 4. 11	S57. 3. 10	S57. 3. 27	—
* 2 1	森吉山	米代川水系小又川	国土交通省	秋田県	北秋田市	360	141	160	S63. 3. 1	H4. 1. 27	H4. 3. 16	—
2 2	玉川	雄物川水系玉川	国土交通省	秋田県	仙北市	830	118	123	S52. 3. 23	S54. 1. 29	S54. 3. 22	—
2 3	大松川	雄物川水系松川	秋田県	秋田県	横手市	121	44	22	S60. 3. 19	S60. 10. 31	S61. 1. 29	—
2 4	成瀬	雄物川水系成瀬川	国土交通省	秋田県	東成瀬村	235	0	20	H14. 5. 7	H27. 12. 25	H28. 2. 23	—
2 5	島海	子吉川水系子吉川	国土交通省	秋田県	由利本荘市	310	37	101	R2. 3. 27	R2. 12. 25	R3. 3. 26	区域内
2 6	寒河江	最上川水系寒河江川	国土交通省	山形県	西川町	340	105	55	S52. 3. 23	S54. 1. 29	S54. 3. 22	—
2 7	真野	真野川水系真野川	福島県	福島県	飯舘村	191	60	73	S54. 4. 17	S55. 3. 1	S55. 3. 25	—
* 2 8	川治	利根川水系鬼怒川	国土交通省	栃木県	日光市	192	75	8	S49. 7. 20	S50. 6. 21	S50. 11. 13	区域内
* 2 9	湯西川	利根川水系湯西川	国土交通省	栃木県	日光市	286	85	11	S61. 3. 18	H9. 11. 17	H10. 1. 30	区域内
* 3 0	南摩	利根川水系南摩川	水資源機構	栃木県	鹿沼市	375	76	46	H10. 9. 17	H17. 2. 10	H17. 3. 17	—
3 1	桐生川	利根川水系桐生川	群馬県	群馬県	桐生市	62	59	13	S49. 7. 20	S54. 1. 29	S54. 3. 22	—
* 3 2	八ツ場	利根川水系吾妻川	国土交通省	群馬県	長野原町	316	340	48	S61. 3. 18	H7. 9. 29	H7. 11. 28 H12. 2. 10 一部変更	—
3 3	亀山	小櫃川水系小櫃川	千葉県	千葉県	君津市	159	38	62	S49. 7. 20	S51. 11. 13	S51. 12. 21	—

番号	ダム等の 名称	水系河川名	事業主体	ダム等 の所在 道府県	水没地区 所在市町村	水没総 面積 (ha)	水没戸数 (戸)	水没農地 面積 (ha)	ダム等の 指定年月日	水源地域 指定年月日	整備計画 決定年月日	自然公園 区域
3 4	たかたき 高滝	ようろう 養老川水系養老川	千葉県	千葉県	市原市	186	108	108	S53. 3. 28	S55. 3. 1	S55. 3. 25	—
3 5	かつかく 合角	あら 荒川水系吉田川	埼玉県	埼玉県	秩父市、 小鹿野町	63	72	17	S54. 4. 17	S62. 2. 25	S62. 3. 27	区域内
3 6	うらやま 浦山	あら 荒川水系浦山川	水資源機構	埼玉県	秩父市	151	50	2	S53. 3. 28	S63. 2. 13	S63. 3. 16	区域内
3 7	たきざわ 滝沢	あら 荒川水系中津川	水資源機構	埼玉県	秩父市	236	70	30	S52. 3. 23	H元. 2. 7	H元. 3. 17	区域内
* 3 8	みやがせ 宮ヶ瀬	あがの 相模川水系中津川	国土交通省	神奈川県	清川村、 相模原市、 愛川町	490	300	19	S52. 3. 23	S55. 3. 1	S55. 3. 25	区域内
3 9	よこかわ 横川	あら 荒川水系横川	国土交通省	山形県	小国町	170	38	36	H3. 2. 5	H7. 3. 3	H7. 3. 28	—
4 0	しんみやがわ 新宮川	あがの 阿賀野川水系宮川	農林水産省	福島県	会津美里町	89	58	8	S55. 4. 11	S57. 3. 10	S57. 3. 27	—
4 1	おおかわ 大川	あがの 阿賀野川水系阿賀野川	国土交通省	福島県	会津若松市、 下郷町	231	49	37	S52. 3. 23	S52. 8. 10	S52. 9. 27	区域内
* 4 2	てでずがわ 手取川	てでず 手取川水系手取川	国土交通省 石川県	石川県	白山市	525	330	33	S49. 7. 20	S50. 2. 17	S50. 3. 10	—
4 3	くたに 九谷	だいしようにじ 大聖寺川水系大聖寺川	石川県	石川県	加賀市	121	73	38	S61. 3. 18	H元. 2. 7	H元. 3. 17	—
4 4	あらかわ 荒川	ふじ 富士川水系荒川	山梨県	山梨県	甲府市	41	31	14	S52. 3. 23	S55. 3. 1	S55. 3. 25	区域内
4 5	しおかわ 塩川	ふじ 富士川水系塩川	山梨県	山梨県	北杜市	43	36	11	S57. 12. 28	S62. 9. 17	S63. 1. 12	区域内
4 6	おおいし 長島	おおい 大井川水系大井川	国土交通省	静岡県	静岡市、 川根本町	203	39	15	S54. 4. 17	S56. 3. 6	S56. 3. 27	区域内
4 7	ばんば 万場	かみがは 紙田川水系磐馬川	農林水産省	愛知県	豊橋市	50	0	38	S56. 6. 2	S57. 3. 10	S57. 3. 27	—
4 8	したら 設楽	とよ 豊川水系豊川	国土交通省	愛知県	設楽町	297	87	49	H21. 1. 23	H21. 3. 3	H21. 3. 30	区域内
4 9	しんまるやま 新丸山	きそ 木曾川水系木曾川	国土交通省	岐阜県	八尾津町、 御嵩町、 恵那市、 瑞浪市	132	32	3	H2. 3. 26	H5. 11. 10	H6. 1. 21 H14. 3. 18 一部変更	区域内
* 5 0	とくやま 徳山	きそ 木曾川水系揖斐川	水資源機構	岐阜県	揖斐川町	1, 410	511	129	S52. 3. 23	S59. 2. 10	S59. 3. 27	区域内
5 1	あぎがわ 阿木川	きそ 木曾川水系阿木川	水資源機構	岐阜県	恵那市、 中津川市	178	30	27	S49. 7. 20	S53. 2. 8	S53. 3. 25 H元. 3. 24 一部変更	—
5 2	はらぎ 蓮	くしだ 櫛田川水系蓮川	国土交通省	三重県	松阪市	147	65	9	S53. 3. 28	S54. 10. 25	S54. 12. 3	区域内
5 3	ひとくら 一庫	よど 淀川水系一庫大路次川	水資源機構	兵庫県	川西市、猪名川町 (兵庫県)、 豊能町、能勢町 (大阪府)	149	32	17	S49. 7. 20	S50. 6. 21	S50. 11. 13	区域内
5 4	あゐがわ 安威川	よど 淀川水系安威川	大阪府	大阪府	茨木市	107	49	36	H5. 1. 22	H12. 4. 28	H12. 9. 13	—
* 5 5	ひよし 日吉	よど 淀川水系桂川	水資源機構	京都府	京都市、南丹市	274	188	94	S56. 6. 2	S58. 12. 6	S59. 3. 5	—
5 6	ぬのめ 布目	よど 淀川水系布目川	水資源機構	奈良県	奈良市、山添村	95	48	36	S55. 4. 11	S56. 3. 6	S56. 3. 27	—
5 7	おかわふみ 川上	よど 淀川水系前深瀬川	水資源機構	三重県	伊賀市	110	38	25	H5. 1. 22	H9. 2. 27	H9. 3. 31	—
5 8	だいどがわ 大戸川	よど 淀川水系大戸川	国土交通省	滋賀県	大津市、 栗東市、 甲賀市	148	55	37	H2. 3. 26	H13. 3. 9	H13. 7. 31	—
5 9	にう 丹生	よど 淀川水系高時川	水資源機構	滋賀県	長浜市	456	40	24	H2. 3. 26	H7. 3. 3	H7. 8. 3	—
		[H5. 1. 22 ダム名称変更 (旧高時川)]										
6 0	たきはた 滝畑	やまと 大和川水系石川	大阪府	大阪府	河内長野市	53	80	20	S49. 7. 20	S50. 6. 21	S50. 11. 13	区域内
6 1	むこがわ 武庫川	むこ 武庫川水系武庫川	兵庫県	兵庫県	宝塚市、西宮市	54	28	0	H7. 3. 17	—	—	—
6 2	あおの 青野	むこ 武庫川水系青野川	兵庫県	兵庫県	三田市	247	86	143	S49. 7. 20	S53. 10. 5	S53. 11. 22	—
6 3	ごんげん 権現	かこ 加古川水系権現川	兵庫県	兵庫県	加古川市	123	33	48	S49. 7. 20	S52. 8. 10	S52. 9. 27	区域内
6 4	ごんど 呑吐	かこ 加古川水系山田川	農林水産省	兵庫県	神戸市、三木市	95	32	25	S49. 7. 20	S51. 11. 3	S51. 12. 21	—
* 6 5	おおたき 大滝	き 紀の川水系紀の川	国土交通省	奈良県	川上村	240	399	8	S49. 7. 20	S54. 1. 29	S54. 3. 22	—
* 6 6	つばやま 椿山	ひだか 日高川水系日高川	和歌山県	和歌山県	田辺市、 日高川町	179	165	56	S54. 4. 17	S55. 3. 1	S55. 3. 25	—
6 7	あすまがわ 足羽川	くすりゅう 九頭竜川水系部子川	国土交通省	福井県	池田町	94	36	7	H20. 3. 24	H27. 1. 28	H27. 3. 11	—

番号	ダム等の 名称	水系河川名	事業主体	ダム等 の所在 道府県	水没地区 所在市町村	水没総 面積(ha)	水没戸数 (戸)	水没農地 面積(ha)	ダム等の 指定年月日	水源地域 指定年月日	整備計画 決定年月日	自然公園 区域
6 8	よしのせがわ 吉野瀬川	くすりめう 九頭竜川水系吉野瀬川	福井県	福井県	越前市	68	31	8	H5. 12. 27	H18. 2. 17	H18. 3. 27	—
6 9	とろ 殿	とろんがわ 千代川水系袋川	国土交通省	鳥取県	鳥取市	64	22	21	H5. 12. 27	H11. 2. 22	H11. 3. 24	—
7 0	あしろう 賀祥	ひの 日野川水系法勝寺川	鳥取県	鳥取県	南部町	51	38	25	S49. 7. 20	S50. 6. 21	S50. 11. 13	—
7 1	おぼろ 尾原	ひい 斐伊川水系斐伊川	国土交通省	鳥根県	雲南市、 奥出雲町	230	69	74	H5. 12. 27	H8. 2. 29	H8. 3. 29	—
7 2	しつみ 志津見	ひい 斐伊川水系神戸川	国土交通省	鳥根県	飯南町	257	78	60	S62. 3. 20	H3. 2. 8	H3. 3. 12	—
* 7 3	はいづか 灰塚	ごう 江の川水系上下川	国土交通省	広島県	三次市、庄原市	414	256	177	H2. 3. 26	H4. 1. 27	H4. 3. 16	—
* 7 4	とまた 吉田	よしい 吉井川水系吉井川	国土交通省	岡山県	鏡野町	330	460	155	S57. 3. 12	H7. 9. 29	H7. 11. 28	—
7 5	はつたばち 八田原	あしだ 芦田川水系芦田川	国土交通省	広島県	府中市、世羅町	261	55	51	S52. 3. 23	S57. 3. 10	S57. 3. 27	—
7 6	ふくとみ 福富	あだ 沼田川水系沼田川	広島県	広島県	東広島市	90	32	36	H5. 12. 27	H9. 2. 27	H9. 3. 31	—
7 7	にき 仁賀	あま 賀茂川水系賀茂川	広島県	広島県	竹原市	24	24	11	H5. 1. 22	H6. 2. 1	H6. 3. 24	—
7 8	やさか 弥栄	おが 小瀬川水系小瀬川	国土交通省	広島県 山口県	大竹市(広島県)、 岩国市(山口県)	383	104	51	S49. 7. 20	S50. 6. 21	S50. 11. 13	—
7 9	ひしか 平瀬	にしき 錦川水系錦川	山口県	山口県	周南市、岩国市	133	37	12	H元. 1. 19	H7. 3. 3	H7. 3. 28	—
8 0	いきみわ 生見川	にしき 錦川水系生見川	山口県	山口県	岩国市	95	51	6	S49. 7. 20	S50. 6. 21	S50. 11. 13	—
8 1	なみやまがわ 中山川	しまだ 島田川水系中山川	山口県	山口県	岩国市	57	34	24	S55. 4. 11	S60. 3. 1	S60. 3. 27	—
8 2	すえたけがわ 末武川	すえたけ 末武川水系末武川	山口県	山口県	下松市、周南市	82	42	20	S52. 3. 23	S53. 2. 8	S53. 3. 25	—
8 3	しんがわ 新湯の原	こや 木屋川水系木屋川	山口県	山口県	下関市	87	3	36	S54. 4. 17	S55. 3. 1	S55. 3. 25	—
[完成後ダム名称変更、現在：湯の原]												
8 4	とみさと 富郷	よしの 吉野川水系銅山川	水資源機構	愛媛県	四国中央市、 新居浜市	150	62	18	S59. 3. 27	S62. 9. 17	S63. 3. 11	区域内
8 5	かばがわ 椋川	こうとう 香東川水系椋川	香川県	香川県	高松市	38	20	5	H13. 3. 9	H17. 2. 10	H17. 3. 17	—
8 6	のむら 野村	ひに 肱川水系肱川	国土交通省	愛媛県	西予市	75	36	16	S49. 7. 20	S51. 11. 13	S51. 12. 21	—
8 7	やまとさか 山島坂	ひに 肱川水系河辺川	国土交通省	愛媛県	大洲市	76	27	8	H5. 12. 27	H25. 7. 2	H25. 8. 23	—
8 8	ごみやま 五ヶ山	なか 那珂川水系那珂川	福岡県	福岡県	那珂川市 (福岡県)、 吉野ヶ里町 (佐賀県)	140	45	24	H15. 5. 28	H16. 5. 18	H16. 6. 14	区域内
8 9	いんばら 伊良原	はうい 蔵川水系蔵川	福岡県	福岡県	みやこ町	141	86	49	H8. 3. 21	H17. 2. 10	H17. 3. 17	—
9 0	やまがわ 耶馬溪	やまくに 山国川水系山移川	国土交通省	大分県	中津市	110	71	34	S49. 7. 20	S52. 8. 10	S52. 9. 27	区域内
9 1	こいしがわ 小石原川	なぐご 筑後川水系小石原川	水資源機構	福岡県	朝倉市、東峰村	120	36	20	H18. 5. 26	H25. 2. 21	H25. 3. 26	—
9 2	おおやま 大山	なぐご 筑後川水系赤石川	水資源機構	大分県	日田市	72	21	11	H3. 2. 5	H11. 2. 22	H11. 3. 24	—
* 9 3	かせがわ 嘉瀬川	かせ 嘉瀬川水系嘉瀬川	国土交通省	佐賀県	佐賀市	310	160	106	H4. 1. 24	H5. 2. 19	H5. 3. 31 H16. 6. 14 一部変更	—
9 4	いしき 石木	かわたな 川棚川水系石木川	長崎県	長崎県	川棚町	56	50	20	S57. 12. 28	H31. 3. 29	—	—
9 5	ほんみょうがわ 本明川	ほんみょう 本明川水系本明川	国土交通省	長崎県	諫早市	39	20	22	H28. 3. 30	H31. 3. 29	R3. 3. 26	区域内
* 9 6	きぬしん 竜門	なぐち 菊池川水系迫間川	国土交通省	熊本県	菊池市	128	87	36	S49. 7. 20	S57. 3. 10	S57. 3. 27	—
* 9 7	くさば 川辺川	くさ 球磨川水系川辺川	国土交通省	熊本県	五木村、相良村	303	403	66	S49. 7. 20	S61. 10. 23	S61. 12. 23	区域内
9 8	おおいたがわ 大分川	おおい 大分川水系七瀬川	国土交通省	大分県	大分市	110	35	31	H元. 1. 19	H12. 3. 3	H12. 3. 31	—
* 9 9	かづみがうら 霞ヶ浦	とね 利根川水系常陸利根川	水資源機構	(流域県) 茨城県 千葉県 栃木県	(流域市町村) 土浦市ほか 23市町村	—	—	—	S49. 7. 20	S50. 6. 21	S51. 3. 23 S59. 12. 26 全部変更	区域内

(注) *法第9条指定ダム等

※「水没総面積」「水没戸数」「水没農地面積」は、ダム等指定時あるいは水源地域整備計画決定時のもの。

※「水没総面積」「水没農地面積」は、小数第一位を四捨五入し整数としたもの。

参考4-2-5 水源地域整備計画で実施しうる事業

指定ダムに係る整備事業	指定湖沼水位調節施設に係る整備事業
(1) 土地改良事業＊ (2) 治山事業＊ (3) 治水事業＊ (4) 道路の整備に関する事業＊ (5) 簡易水道の整備に関する事業＊ (6) 下水道の整備に関する事業 (7) 義務教育施設の整備に関する事業＊ (8) 診療所の整備に関する事業＊ (9) 宅地造成の事業 (10) 公営住宅の整備に関する事業 (11) 林道の整備に関する事業 (12) 造林の事業 (13) 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設の整備に関する事業 (14) 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業 (15) 公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業 (16) スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業 (17) 保育所、幼保連携型認定こども園、児童館又は児童遊園の整備に関する事業 (18) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、併せて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に関する事業 (19) 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜又は身体障害者若しくはその介護を行う者につき手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の国土交通省令で定める便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設の整備に関する事業 (20) 無線電話の整備に関する事業 (21) 消防施設の整備に関する事業 (22) 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業 (23) し尿処理施設の整備に関する事業 (24) ごみ処理施設の整備に関する事業	(1) 土地改良事業＊ (2) 河川の整備に関する事業＊ (3) 下水道の整備に関する事業 (4) 漁港の整備に関する事業 (5) 水産資源の保護培養又は開発のための事業 (6) 水産物の流通の施設の整備に関する事業 (7) 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業 (8) 簡易水道の整備に関する事業 (9) 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業 (10) し尿処理施設の整備に関する事業 (11) ごみ処理施設の整備に関する事業

＊は水特法第9条による補助率嵩上げ対象事業
●(18)「又は・・・」以下は高齢者生活福祉センターを表す
●(19)は地域福祉センターを表す